

議案第96号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行による関係条例の整理に関する条例制定の件

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行による関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定しようとするものであります。

令和5年3月2日提出

芽室町長 手 島 旭

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行による関係条例の整理に関する条例

(芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例の一部改正)

第1条 芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例（平成27年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「第1項」を削る。

(芽室町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 芽室町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例（平成26年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「第1項」を削る。

(芽室町ひだまり保育所設置条例の一部改正)

第3条 芽室町ひだまり保育所設置条例（平成30年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第1項」を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説 明

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）に基づき、関係条例の整理をしようとするものであります。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行による

関係条例の整理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例の一部改正)</p> <p>(利用者負担額)</p> <p>第4条 利用者負担額は、別表のとおりとする。ただし、法第19条第1号及び第2号に該当する小学校就学前支給認定子どもの月額における利用者負担額は、無料とする。</p> <p>2と3 一略一</p> <p>(芽室町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部改正)</p> <p>(保育の必要性の認定)</p> <p>第2条 保育の必要性の認定は、小学校就学前子どもが法第19条第2号又は第3号に該当すると認めるときに、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1)～(10) 一略一</p> <p>(芽室町ひだまり保育所設置条例の一部改正)</p> <p>(入所資格)</p>	<p>(利用者負担額)</p> <p>第4条 利用者負担額は、別表のとおりとする。ただし、法第19条第1項第1号及び第2号に該当する小学校就学前支給認定子どもの月額における利用者負担額は、無料とする。</p> <p>2と3 一略一</p> <p>(保育の必要性の認定)</p> <p>第2条 保育の必要性の認定は、小学校就学前子どもが法第19条第1項第2号又は第3号に該当すると認めるときに、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1)～(10) 一略一</p> <p>(入所資格)</p>

改正案	現 行
<p>第4条 保育所に入所し、保育を受けることができる資格を有する者は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する乳児・幼児（以下「乳幼児」という。）とする。</p> <p>2 一略一</p> <p><u>附 則</u> この<u>条例</u>は、令和5年4月1日から<u>施行する。</u></p>	<p>第4条 保育所に入所し、保育を受けることができる資格を有する者は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条<u>第1項</u>第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する乳児・幼児（以下「乳幼児」という。）とする。</p> <p>2 一略一</p>